

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎市議会議員選挙 選挙公報作成業務委託（令和4年度）
- (2) 業務内容
別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所
川崎市選挙管理委員会事務局他
- (4) 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日まで

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 「令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。
- (4) 過去3年間に本市又は他官公庁において同種・同規模以上の契約実績があること。

3 入札説明書及び入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

入札参加申込書・仕様書・質問書等が添付された入札説明書は、川崎市のホームページ「選挙管理委員会からのお知らせ」にて掲載（当該ページURLは<https://www.city.kawasaki.jp/9/10/page/0000147754.html>）するとともに、次の配布場所においても配布します。また、この入札に参加を希望するものは、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町3番地3 川崎市役所第4庁舎1階
川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課 担当 乾
電 話:044-200-3427（直通）
F A X:044-200-3951
E-mail: 91senkyo@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和5年2月8日（水）から令和5年2月15日（水）
午前8時30分から午後5時15分（ただし、正午から午後1時を除く）まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く)

(3) 提出物

ア 入札参加申込書

イ 契約実績証明書

ウ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参のみ。

(5) その他

提出された入札参加申込書等は返却しません。

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し本市から説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

5 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、本市による入札参加資格の審査の上、令和5年2月17日(金)までに3(1)の場所に入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿への登録をした際に電子メールアドレスを登録している場合は、そのアドレス宛てに入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

6 申込後の辞退

入札参加申込書を提出した後に入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届により入札の辞退を届け出ることとします。なお、開札後の辞退は認めません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 仕様書等に関する質問・回答

入札参加資格確認通知書の交付を受けた者が、仕様書等に質問がある場合は、次により質問を行うことができます。

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和5年2月17日(金)から令和5年2月24日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書の様式により、3(1)の問合せ先まで電子メールにて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した旨を3(1)の担当まで電話で御連絡ください。

(4) 回答方法

回答は、入札参加資格確認通知書を交付したすべての者に対し、次の日付までに電子メールで送付します。

質問回答期限 令和5年2月28日(火)

9 調達手続の停止等

- (1) 入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。
- (2) この入札に関して、苦情申し立てが行われた場合、申し立ての検討期間中、調達手続きを一時停止することがあります。

10 入札手続等

(1) 入札方法

持参による

日時 令和5年3月3日(金) 午前10時

場所 川崎市役所第4庁舎4階 第6会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札金額等

ア 本業務の落札者とは、令和5年度に発注する「川崎市議会議員選挙 選挙公報作成業務委託(令和5年度)」を別途特命随意契約にて契約を行います。そのため、本業務と令和5年度に発注する業務を一連業務とした場合の全体経費のうち、本業務の入札金額については、当該全体経費の20%の金額としてください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもつ

て有効な入札をした者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場するときは、入札参加資格確認通知書の提示が必要となりますので、必ず持参してください。入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。）。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

11 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

12 その他

(1) 本書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 入札参加申込書、入札書等の作成及び提出等の本入札への参加に要する費用は、入札者の負担とします。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ